

令和6年度事業計画

令和5年度においても、引き続き住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）への居住の安定を図る取り組み等を進めていく。

特に、要配慮者へのきめ細やかな居住支援が行われるよう、市町村単位の居住支援協議会設立を推進するほか、昨年度好評を得た「居住支援コーディネーター」の育成を推進する。

また、これまで実施してきた県内の居住支援活動への支援や広域的な情報提供、団地再生に係る取組の普及啓発を行うとともに、空き家問題についても、会員や協力事業者の協力を得ながら事業を実施していく。

※青文字…自主事業

I 総会等

1 総会：2回

2 幹事会：2回

3 市町村居住支援協議会連絡会：1～2回程度

神奈川県内では8市で市町村単位の協議会が設立されている。ただし、協議会相互の連携は未整備となっているため、相互の情報交換等を行い、“横のつながり”を深める。

その際に、新たに設立を検討している市町村にも参加してもらい、課題整理等に活用してもらおう。

会議の内容

- ・県内の市町村居住支援協議会連絡会の開催（1～2回程度）
- ・新たに市町村単位の居住支援協議会を設立する自治体へ呼びかけ

4 要配慮者に対する一元的な情報発信

新たな住宅セーフティネット制度における「セーフティネット住宅」および「かながわあんしん賃貸支援事業」の登録情報をホームページで公開し、要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援を行う。

5 部会・分科会

（1）居住支援部会の開催：2回程度

今後高齢化や国際化等により増加する高齢者世帯や外国人の「住まい」に関する問題など要配慮者への居住支援は益々重要になってくる。

要配慮者の居住のツールとして民間賃貸住宅は欠かせないものであるが、家賃滞納、保証人、緊急連絡先、見守り、残置物の処理、言語など家主の不安があるのも事実である。

これらの問題を解決するため、平成29年度からスタートした「新たな住宅セーフティネット制度」等の国の各種制度を始め、会員相互の情報活用を図り、地域における要配慮者の居住支援に係る具体的な検討等を行う。

部会のテーマ

第1回 ・過去の「要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援事業」相談事例の共有

(2) 空き家問題対策分科会

神奈川県で実施する「空き家専門家プラットフォーム」の運営を連携して実施する。

また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正され、特定空家等の前段階に当たる「管理不全空家等」が新たに定義されたことから、平成28年度に作成した「特定空家等の判断マニュアル（案）」について、神奈川県と連携して管理不全空家等の判断基準を追加する改定を行うなど、空き家に関する課題解決を図る。

(3) 団地再生部会の開催：1回程度

県内の住宅団地は高度経済成長期に建設されたものが多く、当初の入居者が一斉に高齢化し、一般の住宅地に比べて高齢化が進んでいることから、居住コミュニティの活力低下や高齢者・福祉世帯等への居住支援などの問題が顕在化し、対応策が求められている。そこで、「団地再生」を基本テーマとして、部会員が協議や情報交換を行うことにより、住宅確保要配慮者の居住支援の推進を図る。

II 各部会で実施する事業の内容

1 居住支援部会の事業

(1) 要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援事業（相談窓口の委託）

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯、低額所得者、刑余者、東日本大震災を始めとする被災者等は、住宅の確保が困難となる場合が多い。そこで、これらの要配慮者に対する住宅相談並びに入居可能な住宅情報の提供及びあっせん等に加え、入居後の生活支援活動についても、NPO等の民間団体と行政等が連携して取り組む事業を支援する。

さらに、上記支援事業において発生した特徴的な相談案件を、部会のテーマとし、居住支援法人等との連携方法や課題等を検討し、部会から事業実施団体にフィードバックすることで、各団体が取り組む事業を部会全体でバックアップする。

具体的な事業

- 1) 支援団体（相談窓口）を3団体程度募集し、業務委託契約を締結
- 2) 事業実施中に発生した特徴的な相談案件を部会で取り上げ、意見交換を実施し、意見交換内容を支援団体にフィードバックする

(2) 外国人の入居の円滑化に係る事業

神奈川県内に居住する外国人については、高齢化や孤立化など複合的な問題により、退去を余儀なくされたり、新たな住宅確保が困難な方が増えつつある。こうした課題を関係者が連携して対応していくために、市町村職員をはじめ、地域福祉を担うソーシャルワーカーや民生児童委員等に対し、地域福祉としての住まいの位置づけや住まい探しの手順などを理解してもらうための普及啓発を行う。

具体的な事業

- ・県内において2回研修会を実施（カリキュラムの作成から開催まで委託）

(3) 居住支援に関するコーディネーター育成事業

居住支援に関する様々な課題を関係者が連携して対応していくために、市町村職員をはじめ、地域福祉を担うソーシャルワーカーや民生児童委員、不動産店の従業員等の関係者に対し、地域福祉としての住まいの位置づけや地域の福祉資源などを含めた知識等を研修し、専門部署（団体）へ“つなぐ”専門家を育成する。

なお、育成研修の開催においては、市町村居住支援協議会と連携して開催する。

また、既に認定されたコーディネーターに向けて、スキルアップの研修も開催する。

具体的な事業

- ・育成研修を2回開催。市町村居住支援協議会と連携し、県央地域と湘南地域の2回開催。
- ・既に認定を受けたコーディネーターを対象にしたスキルアップ研修を開催（有料開催）。

（4）住宅セーフティネット制度の周知とセーフティネット住宅の登録促進事業

平成29年度からスタートした住宅セーフティネット制度について、制度の理解及び普及を進めるため、以下の事業を行う。

①セーフティネット住宅登録支援事業

セーフティネット住宅の登録において、登録申請を専用システムにより行うこととなっていることから、入力等作業が難しい家主等には登録への阻害となっていることが想定される。

そこで、当協議会では、専用システムの入力事務において、家主等に代わって入力事務を行うことで家主等の負担軽減を図り、セーフティネット住宅の登録件数の促進を行うとともに、手続きにおける課題を検証する。

具体的な事業

- ・セーフティネット住宅の登録に必要な国のシステムへの入力作業について、入力作業が困難な家主等へ会員である県行政書士会を活用した登録申請支援を実施。

②居住支援法人ガイドブックの作成

居住支援法人の指定が増えたことから、令和3年度に作成した「居住支援法人ガイドブック」を刷新し、県民への法人の周知と法人間の連携ツールとして活用できる資料を作成する。

具体的な事業

- ・居住支援法人で構成する「ガイドブック作成会議」を開催し、企画内容から法人間の交流を図りながら作成する。

③空き家・空き室を活用した居住支援方策検討事業

当協議会が入居後の居住支援メニューを付加価値にして空き家（室）を住宅確保要配慮者へ転貸する事業を、国土交通省で策定した「残置物の処分に関するガイドライン」等も参照しながら実施する。

具体的な事業

- ・現在1名の入居者に対し、継続して転貸を行うとともに、本事業のノウハウを会員に提供していく。

（5）かながわあんしん賃貸支援事業

要配慮者の入居を拒まない不動産店、賃貸住宅や入居後の生活支援を行う団体を登録し、ホームページ等を通じて公開する。

また、セーフティネット住宅の登録促進と連携して、要配慮者の入居に理解のある協力店の増を図るとともに、既存の協力店と密な連携が図れるよう、定期的に登録名簿の更新を行う。

具体的な事業

・「かながわあんしん賃貸支援事業」の協力店の増、協力店、住宅、支援団体の登録事務

(6) 「かながわ住まいの情報紙」の発行（年1回）

パソコンを所有しない方や操作が困難な方を考慮し、上記登録情報を紙媒体でも提供する。登録情報のみならず、住まい探しの手順等を掲載した情報紙を発行し、会員のほか、神奈川県内市町村窓口等へ配布し、要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援を行う。

(7) 関連団体、協議体との連携を図る取組

例年と同様に、地域ケア会議を主催する地域包括支援センター、刑務所出所者や刑余者の社会復帰に関わる保護観察所や矯正施設等、同じ目的を持つ他の協議会や団体との連携を積極的に深め、それぞれが実施している生活支援や居住支援活動の充実を図る。

(8) 災害時における住宅確保要配慮者への支援検討

神奈川県及び3政令市では、大規模災害時における賃貸型応急住宅（借上型仮設住宅）の供給について不動産関係団体と協定を締結しているが、特に住宅確保要配慮者への対応は、平常時から地域や福祉関係者との連携体制の構築が必要であることから、会員および関係者相互の災害時における連携体制のあり方を検討する。

(9) 空き家問題対策分科会

(再掲)

神奈川県で実施する「空き家専門家プラットフォーム」の運営を連携して実施する。

また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正され、特定空家等の前段階に当たる「管理不全空家等」が新たに定義されたことから、平成28年度に作成した「特定空家等の判断マニュアル（案）」について、神奈川県と連携して管理不全空家等の判断基準を追加する改定を行うなど、空き家に関する課題解決を図る。

2 団地再生部会の事業

(1) 事例検討会の開催事業

団地再生に係る取り組みとして、部会で構築した「住まいまちづくり担い手ネットワーク」等の活動が継続的な取り組みとなるよう、要配慮者の居住支援の先行事例を調査し、要配慮者が「生きがい・やりがい」を持ちつつ生活できるよう、団地再生を通じた居住支援活動の啓発等を行う。

令和6年度予算

[収入の部]

(単位:円)

中科目	令和6年度 予算額 a	令和5年度 補正後予算額 b	増減△は減 (a-b)	備考
補助金・委託費収入	4,536,780	4,331,780	205,000	
国庫補助 (居住支援協議会等活動支援事業)	4,536,780	4,331,780	205,000	
参加費収入	165,000	0	165,000	コーディネータースキルアップ 研修会参加費
広告費収入	0	0	0	
雑収入	492,010	492,009	1	
家賃収入	492,000	492,000	0	41,000円×12か月
預金利子	10	9	1	昨年度実績
借入金	1,500,000	1,500,000	0	かながわ住まいまちづくり協 会から
前年度繰越金	206,974	369,009	△ 162,035	
収入合計	6,900,764	6,692,798	207,966	

[支出の部]

(単位:円)

中科目	令和6年度 予算額 a	令和5年度 補正後予算額 b	増減△は減 (a-b)	備考
人件費	1,402,800	1,536,500	△ 133,700	
事務局人件費	1,402,800	1,536,500	△ 133,700	
旅費	10,000	16,000	△ 6,000	
交通費	10,000	16,000	△ 6,000	事務局員の出張旅費
庁費	3,694,780	3,564,080	130,700	
賃金	0	0	0	
謝金	390,000	430,000	△ 40,000	部会、コーディネーター育成 研修講師等
需用費	1,081,180	995,980	85,200	印刷製本等
役務費	107,600	63,100	44,500	会議の案内等郵送料
委託費	1,350,000	1,430,000	△ 80,000	
使用料及び賃借料	766,000	645,000	121,000	居住支援ガイドブック作成会議の会場等 (借上げ賃料含む)
予備費	293,184	76,218	216,966	
償還金	1,500,000	1,500,000	0	
支出合計	6,900,764	6,692,798	207,966	